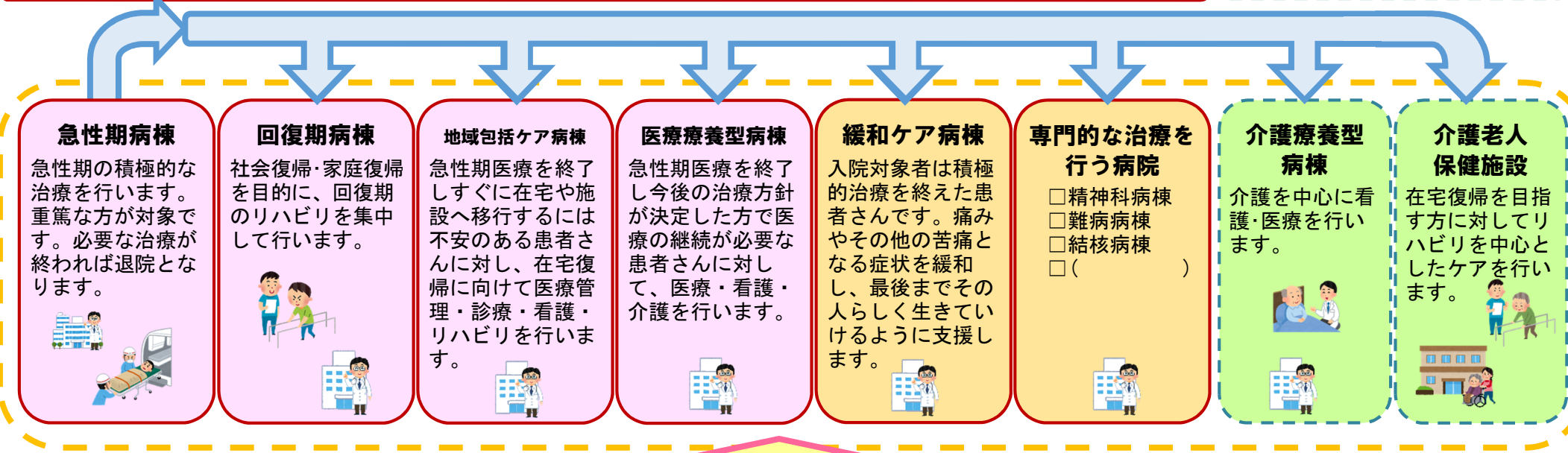


姫路市の医療連携のしくみ（病院地域連携室用）

 …医療保険  …介護保険

医療保険 介護保険



かかりつけ医・専門医
(診療所・病院・有床診療所)
日常的な診療・健康管理等を行います。

在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院
在宅療養の支援を行います。

居宅(自宅・サービス付高齢者住宅等)

ケアマネジメント機関
可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

地域包括支援センター
居宅介護支援事業所

居宅介護サービス提供機関
訪問看護(医療保険の場合もあり)・訪問リハビリ・訪問介護(ヘルパー)・通所介護(デイサービス)・通所リハビリ(デイケア)・訪問入浴・福祉用具貸与・住宅改修等を行います。

介護老人福祉施設
常時介護が必要で居宅での生活が困難な方に対して、日常生活上の支援や介護を行います。